

**令和 7 年度**

**淡路市社会福祉協議会  
事業計画**

**社会福祉法人 淡路市社会福祉協議会**



# 令和 7 年度 淡路市社会福祉協議会 事業方針

## 1. 淡路市社会福祉協議会第 4 次地域福祉推進計画の普及啓発

令和 6 年 7 月に第 1 回の策定員会を開催し、令和 6 年度中に 5 回の策定委員会を開催してまいりました。第 4 次地域福祉推進計画は現段階で完成していませんが、会長への諮問、理事会での承認を経た後には、淡路市社協の基本理念である「共生循環型地域社会づくり」の実現に向け役職員で計画内容を共有し、住民の皆さんと共に進める 5 年間の計画として普及啓発を進めてまいります。

第三次計画で示した、『縁』があふれるまち”を基盤に「人づくり」「場づくり」「仕組みづくり」の融合を意識した地域福祉活動の推進を進めてまいります。

## 2. 生きづらさ、暮らしづらさを感じる人を取り残さない役割や活躍の場の創出

地域のつながりの再構築（「つながりの希薄化」への対抗）

「参加支援」「地域づくり支援」「総合相談」を通じた多様な活躍の場づくり

人口減少はもとより、高齢化の進展や世帯規模の縮小は、つながりの希薄化に今後ますます影響を与える可能性があります。「生活困窮」や「ひきこもり」にまつわる相談や支援の件数に大きく変化はありませんが、複合多問題化の傾向にあります。また、相談を受けても具体的な生活改善（出口支援）につなげることが社会資源の少なさから困難な状況です。淡路市社協では、本会事業所で就労機会を提供するなどの工夫を行っていますが限界もあります。今後も年齢や属性にとらわれない、就労機会の提供や居場所づくりを進めるとともに、調査研究を進めてまいります。

## 3. 介護保険事業・障がい福祉事業の安定的経営

本会独自事業の根幹をなす両事業の安定的経営は、法人経営の重要事項であるとともに、職員の雇用を守るという側面も持ち合わせています。利用者の地域自立生活を支える意識を職員間で共有し、利用者の自立度（自由度）を高める取組みを推進し、本人のおもいを尊重した職員の自由な発想や取組みを支持できる環境を整備してまいります。

## 4. 社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）の設立と連携強化

市内の社会福祉法人等の組織化については、令和 7 年 4 月に淡路市社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネットあわじ）設立が予定されています。今後は法人間のネットワークづくりや、地域の公益活動の推進に向け協議の場を応援してまいります。

## 5. 重層化（重層的支援体制整備事業）を意識した行政との連携強化

地域共生社会の実現をめざし、行政はもとより市内の福祉事業所をはじめとする関係機関との話し合いや学び合いの場を積極的に提案します。また、令和 6 年 4 月に施行された「孤独・孤立対策推進法」（予防と孤立状態からの脱却推進のための法制化）を意識した機関間連携を図ってまいります。

## 6. ◎緊張感を持った法人経営と職場の環境づくり・職員処遇の向上

令和 7 年度予算には事業安定化基金の取り崩しを予定しています。事業の効果的な実施と共に経費の削減を意識した運営を行ないます。一方、職員一人ひとりがやりがいをもって働くことができる職場環境の整備を行うとともに、職員の処遇向上については積極的に取り組んでまいります。

# 令和7年度 淡路市社会福祉協議会 事業計画

## 1. 協議体としての「はなしあう」

### (1)理事会、評議員会、各地域支えあいセンター運営委員会の開催

社協の収支状況等、経営の状況にさらに目を向け、地域福祉財源の確保に向けた事業展開を行います。

- 活発な話し合いによる理事会の毎月開催
- 評議員会の開催
- 監事会の開催
- 理事・監事合同研修会(経営研修等)
- 地域支えあいセンター運営委員会の開催

(本部・各地域支えあいセンターの取り組み)

|       | 令和7年度の事業計画                                                               |
|-------|--------------------------------------------------------------------------|
| 本部    | 協議を主眼に置いた理事会運営。事務事業・財務に関する審議で終わらない評議員会運営。法人運営に関する情報の監事への情報提供。理事・監事研修の実施。 |
| つな    | 委員一人ひとりが課題や内容について、発言しやすい環境作りを行う。                                         |
| いわや   | 問題提供をきっかけに運営委員の力がより発揮され地域づくりが進む場となるように努める。                               |
| ほくだん  | 毎月、地域の課題やセンター運営などについて地域の住民代表の方と共有・協議を進める。                                |
| いちのみや | 運営委員会で地域の課題、解決についての協議を進める。継続協議として、視察研修の検討、計画をする。                         |
| ひがしうら | 引き続き主体的な参加・協議による運営委員会の実施を行うとともに、視察研修についても計画する。                           |

### (2)社協会費、善意の預託、共同募金の啓発

地域福祉財源に関わる社協会費・善意の預託・共同募金それぞれの目的・使途を分かりやすく周知し、さらなる理解と協力を進めます。

- 社協会員の拡充(6月)
- 善意の預託の募集(6月)
- 赤い羽根共同募金運動推進(10月)
- 街頭募金の実施(10月)
- 募金百貨店(ぐ〜るぐるプロジェクト)の推進

(本部・各地域支えあいセンターの取り組み)

|    | 令和7年度の事業計画                                                                                      |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本部 | 社協会費・募金の使途や意義について、より広く・より効果的に住民や関係者に周知する方法を検討する。既存の募金活動のよりきめ細やかな実施と、新たな募金のあり方について積極的に調査・検討を行なう。 |

### (3)職員の確保と育成

福祉業界における慢性的な人材不足の中、地域福祉推進のために必要な人材の確保および今ある貴重な人材の育成に向けた活動を進めます。

- 中長期的な職員採用計画の模索
- 職員採用後の丁寧な研修体系の構築
- 多様な働き方に向けた検討
- 積極的な職場外研修への参加
- 役員・職員合同研修会の実施(地域活動事例集の作成)
- (会議を活用した)職場内研修の実施
- 各種資格取得支援の仕組みづくりの検討
- ICT(情報通信技術)等のデジタル活用研修
- スーパービジョン(援助者が上司などから教育、助言を受ける過程)の促進
- 経営・財務に関する学習

(本部・各地域支えあいセンターの取り組み)

|    | 令和7年度の事業計画                                                  |
|----|-------------------------------------------------------------|
| 本部 | 15年先の法人の姿を意識した職員採用・育成を行なう。<br>また、職員研修や資格取得がしやすい環境を法人として整える。 |

## 2. 運動推進体としての「すすめる」

### (1) 小地域福祉活動の推進

新型コロナウイルスによって大きな影響を受けた地域における組織的な会議や活動が少しずつ回復もしくは新たな仕組みとして生まれつつあります。引き続き住民のみなさんと話し合いを重ねながら取り組んでいきます。

- 小地域福祉活動のすすめ方についての再検討
- 小地域福祉活動組織(まち協・地区社協等)への支援
- 地域活動者(ボランティア等)への支援
- 地域座談会(話し合いの場)の推進
- 民生委員児童委員協議会との連携
- 福祉委員活動の推進(東浦地域)
- 小地域ごとの組織化に向けた働きかけ
- 小地域ごとの福祉計画づくりへの働きかけ
- 集落福祉フォーラムの実施検討
- 地域や見守り活動についての話し合い・再開発  
(まち協、つながりねっと、地区社協、べっちゃんい、あんしんネット)
- プランターファーム等による相互見守りの推進

(本部・各地域支えあいセンターの取り組み)

|       | 令和7年度の事業計画                                                                         |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------|
| つな    | 幅広い世代に共通するテーマなどを元に、地区ごとの話し合いの場や実践を進めていく。                                           |
| いわや   | 地域の学びと気づき、「楽しい」を入り口にした参加と活躍の機会と、つながりづくりや活躍支援の機会として、地区の実情に応じた集いの場づくりの展開を試みる。        |
| ほくだん  | 地域で活動されている方との連携を深めるため、地域の会合に出席して情報の共有や事務局からの提案などを伝えていく。見守り・支えあいにつながるような話し合いを進めていく。 |
| いちのみや | 民生委員児童委員協議会等の団体や活動グループと、地域の見守り、支え合いについての情報共有や協議をすすめる。                              |
| ひがしうら | 浦地区・釜口地区で住民主体のあんしんネットワーク会議が立ち上がったことから、新たなスタートアップ支援と仮屋地区への継続的な働きかけを行う。              |

## (2)集まりの場の継続支援と活躍のための支援

淡路市内における「ふれあいいきいきサロン」や「いきいき100歳体操」の普及は、様々な活動へつながるきっかけになっています。引き続き1層・2層の生活支援コーディネーター間で市内外の情報共有と事例研究を行い、それぞれの地域住民と一緒に「参加と活躍」を意識した連携や協働を促進し、自分らしく暮らし続けるために支えあう体制づくりを進めます。

- 生活支援体制整備事業の推進
- 今ある・新しく生まれた活動、集まりの場の調査研究と継続分析
- 「ふれあいサロン」の活動支援
- 「コミュニティカフェ」の活動支援
- 「いきいき100歳体操」活動者との協働事業の検討
- 他地域との交流、情報交換の推進
- 地域活動拠点の継続支援と新たな活動拠点づくりへの支援
- 既存施設(各センター等)の多機能拠点化
- 地域イベントや各種つどい等の活動支援
- スマホキャラバンメイトの普及啓発
- 通所介護事業所、訪問介護事業所、在宅介護支援センター連絡会、介護支援専門員連絡会への参画
- ボランティア連絡会・研修会の開催など活動者への支援

(本部・各地域支えあいセンターの取り組み)

|       | 令和7年度の事業計画                                                                                        |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| つな    | 「ふくしの知恵袋会議」や「スマホ教室」等の継続や、活動者の会等を通して人材発掘に努める。                                                      |
| いわや   | 自由で多機能な場の設計図を住民とともに思い描く。                                                                          |
| ほくだん  | 地域住民の方が気軽に集まれる場を広げる。<br>子どもが関われる場づくりを地域の方も含め話し合いを進めていく。                                           |
| いちのみや | 興味関心の集まり(関係縁)やサロン(地縁)を継続できるよう、双方をつなげる等の提案をしながら、集まりの場づくりを当事者と協議していく。                               |
| ひがしうら | 久留麻老人福祉センターが誰もが気軽に集える場となるように意識しながら活動を進めるとともに、現在行われているふれあいサロンやコミュニティカフェがさらなるつながりや活躍の場となるように応援していく。 |

### (3) 思いを話せる場や分かち合いの場の推進

自分自身や家族のことなどで不安や悩みを抱えている人たちが、日頃から感じている思いや希望、悩みを話せる場や分かちあえる活動づくりを進めながら、自分たちの意思で目的に向かえるような支援を行います。

- 思いを持つ人同士の出会い、つながり、つどい場づくり
- 既存のグループへの継続・活動支援
- 新たなグループづくり・組織化
- 自分らしく過ごせる居場所づくりの推進
- 認知症家族会の開催
- 認知症カフェやつどい場に対する支援
- 作業所、ケアホーム保護者連絡会の開催
- 自立体験ステイ(宿泊体験)の実施に向けた検討
- 自立支援協議会への参画
- こみゆにてい・フットサル交流会の開催
- つながりサロン・キャンプの開催

(本部・各地域支えあいセンターの取り組み)

|       | 令和7年度の事業計画                                                                                |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本部    | 本人・当事者を中心にした分かち合いの場づくりを大切にし、本人・当事者のおもいを受け止め、支援者や地域住民を巻き込みながら相互理解が促進される運営を意識する。            |
| つな    | 定期的な集まりの場やイベントなどで安心して相談したり、思いを話せるよう、参加しやすい環境づくりを行う。                                       |
| いわや   | サロンや道端の立ち話などでつぶやきをひろい、個人や集団の自己実現を支援する。<br>家族介護者教室やふれあいサロン、かもめの会と協働で介護や予防をテーマに参加する機会を検討する。 |
| ほくだん  | 同じ思いを持つ人、しんどいと感じている人同士で集い、話し合える場所づくりを継続する。                                                |
| いちのみや | 今ある当事者たちの居場所づくりを進め、活動が産み出せるよう関わっていく。                                                      |
| ひがしうら | 一人ひとりの「声」を丁寧に聞き、集めながら、自分らしく暮らし続けることのできる地域づくりを目指して、グループ化・居場所づくりを進める。                       |

#### (4)多様な媒体による積極的な情報発信

出会いや気づきを生み出す情報を日頃から意識して集め、広く伝えていく取り組みを進めます。

また、社協活動や福祉について言語化・視覚化し、わかりやすい情報発信に努めます。

- 地域支えあいセンターだより「すまいる」の毎月発行
- 小地域ごとの住民参加による広報誌の発行支援
- 地域の宝物(活動・行事)発掘と発信
- 広報誌におけるモニター制、投稿制の検討・試行
- 地域指標(人口データ等)の活用・分析
- 淡路市社協パンフレットの制作・活用
- 淡路市社協ホームページ・SNSの更新
- オンラインを活用した情報発信

(本部・各地域支えあいセンターの取り組み)

|       | 令和7年度の事業計画                                                                              |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 本部    | 支えあいセンターや事業所の後方支援を行うとともに、必要な情報や技術の提供を行なう。ホームページやSNSを通じた積極的な情報提供や、社協の概要を記載したパンフレットを作成する。 |
| つな    | 地域の会などで根拠となるデータを示すなど、口頭だけでなく分かりやすい資料作り、見せ方の工夫をする。                                       |
| いわや   | SNS発信で新鮮な情報を幅広い世代へ。<br>広報紙では住民ライターとともに、住民参加型のお宝さがしと情報発信を継続。                             |
| ほくだん  | いろいろな方に共有してもらえるように、広報誌「すまいる」だけでなく、SNSを使った情報発信の機会を増やす。                                   |
| いちのみや | 私たちが「つたえる」→相手に「つたわる」を意識した情報発信を行う。<br>広報誌に地域の身近な話題や読者投稿欄を掲載できるように準備を進める。                 |
| ひがしうら | 地区ごとの「地区カルテ」づくりを住民のみなさんと一緒に着手をはじめ、更新を加えながらつないでいく。広報誌については、情報が広くかつより身近に届けられるような紙面づくりを行う。 |

#### (5)地域における福祉学習の推進

支え手・受け手の関係を超えた、お互いが学び合い、共に生きていくための福祉学習を地域の中において進めていきます。

- 市内の学校に対する福祉学習の推進
- 地域住民向け福祉学習の推進
- だれでも参加しやすい福祉学習の推進
- 市内他地域活動の相互視察の実施
- 福祉事業所との協働による相互理解・福祉学習の推進
- 福祉学習に関する研修会・連絡会の開催
- 小学校、中学校を通して体系的に学ぶ仕組みづくりの検討
- オンラインの活用など新たな福祉学習の充実
- 福祉教育指定校による助成

(本部・各地域支えあいセンターの取り組み)

|       | 令和7年度の事業計画                                                                   |
|-------|------------------------------------------------------------------------------|
| つな    | 活動者を応援する講座の実施や、当事者の福祉学習への参加、福祉事業所の強みを生かしたサポートなど、いろいろな方達と協働して進めていく。           |
| いわや   | 福祉体験学習・岩屋なんでも体験隊を発展的に展開する。家族介護者教室やふれあいサロン、かもめの会と協働で介護や予防をテーマに参加する機会を検討する。    |
| ほくだん  | 子どもから高齢者まで、それぞれが知りたい事をわかりやすく学べる福祉学習を進める。他機関と協働して介護教室の開催について準備を進める。           |
| いちのみや | 中学校での福祉学習が行えるよう協議を進める。<br>一宮管内の福祉事業所で協議を行い、学校以外での福祉学習の機会を進めていく。              |
| ひがしうら | 小学校と作業所の交流が継続されているので、福祉学習のプログラム化を行うとともに、既存の集まりや活動の場の「ついでに」住民向けの福祉学習の場を広げていく。 |

(6)参加と活躍、出会いと力合わせの場づくり

様々な人やグループが出会い、知恵を出し合いながら理想の地域像を描き、同じ方向を向いて力を合わせることができるような働きかけを行っていきます。

- 各地域支えあいセンターによる「福祉まつり」の開催
- 防災やひきこもり、男性の料理など共通のテーマや趣味に基づいた出会いの場づくり
- 世代間・活動領域を越えた多世代協働事業の検討
- NPOや企業等の他団体と協働事業の検討
- 小学校、公民館、子育て学習センター等の教育関係団体との協働
- 社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネットあわじ)の立上げ(スタートアップ)支援

(本部・各地域支えあいセンターの取り組み)

|       | 令和7年度の事業計画                                                                      |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 本部    | 令和6年度立上げ支援を行った「市内社会福祉法人連絡協議会」を通じ、社会福祉法人としての社会(地域)貢献のあり方と、共通する課題の改善に向け協議や協働を行う。  |
| つな    | 見守りや防災、子育て等共通の課題を持ちやすいテーマについて、継続して話し合いを行う。                                      |
| いわや   | こども達や子育て世代、移住してきた人など、それぞれの立場で持てる力を活かすことができる地域づくりにむけて、タウンミーティングを企画し、ありたい地域の姿を描く。 |
| ほくだん  | 地域の住民が主体的に参加でき、活躍できる場づくりを進める。                                                   |
| いちのみや | 既存の団体や活動のつながりを「福祉まつり」に。まつりにとどまらず、新しい取り組みに繋げる。新しい活動者や移住者との出会いと協働を模索する。           |
| ひがしうら | 「防災」や「福祉まつり」をテーマに、新たな出会いが生まれ、協働のきっかけとなるような企画や実施を行う。                             |

### 3. 事業体としての「ささえる」

#### (1)暮らしを支える相談窓口の推進と生活困窮者支援の取り組み

地域住民の暮らしの中にある課題や生きづらさと向き合い、受け止めていく相談窓口づくりと、相談を入口にした参加の機会を広げ、誰もが役割・活躍を感じ、お互いに認め合える地域づくりを進めていきます。

- 日常的な相談窓口の推進
- 日常生活自立支援事業における相談及び支援
- 成年後見制度利用促進法における中核機関との連携
- 生活困窮者自立支援事業における相談支援
- 住居確保給付金、一時生活支援事業の相談受付
- 生活福祉資金、小口資金貸付の運用
- 食糧支援・生活必要物品貸与の実施
- 企業などと連携した新たな食糧支援の研究・仕組みづくり
- 生活困窮者支援・ひきこもり支援に関する啓発活動
- ひきこもりに関する相談対応、居場所の支援
- 社会参加、中間的就労、福祉的就労に向けた研究・模索
- 無料職業紹介所開設に向けた検討、実施
- 各種会議を通じたケース検討と支援策の開発

(本部・各地域支えあいセンターの取り組み)

|       | 令和7年度の事業計画                                                                        |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 本部    | 法人全体で相談者を受け止めることができる体制の整備。生活困窮者への多様で充実した支援を意識する。中間的就労の本格的な実施に向けた就労支援策の調査研究の継続。    |
| つな    | 一人ひとりの得意なこと等の強みにも着目し、役割をもち活躍できる支援を行う。<br>また、関係機関との連携がスムーズにできるように、情報のやり取りや調整をしていく。 |
| いわや   | 内職を切り口に参加活躍につながる拠点づくりについて、運営委員会を中心に話し合い、関係機関と連携しながら整備を進める。                        |
| ほくだん  | 「不安を話せる窓口づくり」を意識して相談対応する。<br>地域ケア会議メンバーとのケース検討や地域の課題について協議を深め、必要な支援策の検討を行う。       |
| いちのみや | センターの相談機能、ゆうゆうライフの介護、拠点機能を活かし、住み慣れた地域で暮らし続けることができるための必要な生活の支援や相談支援を行う。            |
| ひがしうら | 相談を一旦受け止め、関係機関と連携を取りながら一緒に考えるとともに、新たな支援策などについても検討していく。                            |

## (2) 包括的な支援体制づくりに向けた行政との協働

複合・複雑化したニーズに対応するため、官民の協働と連携による「相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」の3つの支援を行う包括的な支援体制の構築が求められています。淡路市との連携・協働により、誰もが安心して暮らすことができる淡路市、また地域共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。

- 分野にとらわれない横断的な話し合いの場づくり
- 官民協働による「一旦受け止める」窓口づくり
- 学習会や研修を通じた行政との課題共有
- 家電製品や制服等の貸与についての仕組みづくり
- 官民協働による新たな資源開発

(本部・各地域支えあいセンターの取り組み)

|    | 令和7年度の事業計画                                                                      |
|----|---------------------------------------------------------------------------------|
| 本部 | 「包括的な支援体制の構築」に関する調査研究を継続的に行なう。世代や属性にとらわれない支援観の共有を、法人内部はもとより行政をはじめとする関係機関と共に進める。 |

## (3) 地域での暮らしを支える福祉事業所の展開と運営

既存の制度やサービス提供だけではなく、本人を中心に据え、誰もが「助けられたり助けたり」する関係づくりを地域で進めていくための事業所運営に取り組んでいきます。

- 地域に開かれた事業所運営(運営推進会議等の開催)
- 本人の力を生かした活動開発の検討
- 地域協働による事業・商品開発
- 地域生活課題に対する活動事業開発(食・移動・居場所等)
- 誰もが「参加」「役割」「活躍」を持った活動・事業の推進
- 障害者虐待防止センターの運営(障がい者虐待の一次窓口)
- 地域ケア会議、地域課題拡大ネットワーク会議への参画

(各事業所の取り組みは、別紙「支えあいセンター・事業所ごとの重点的な取り組み」をご覧ください)

| 事業所名                                                         | 事業種別          |
|--------------------------------------------------------------|---------------|
| 介護支援 てのひら<br>ゆうゆうライフケアプランセンター                                | 居宅介護支援        |
| もみじの里デイサービスセンター<br>ゆうゆうライフデイサービスセンター                         | 通所介護          |
| 福祉用具レンタル事業所                                                  | 福祉用具貸与        |
| 障がい者サポートセンター ハピくるステーション                                      | 相談支援          |
| 竹の子作業所<br>あいあい作業所<br>ひまわり作業所<br>さぬきうどん幸来<br>地域生活多機能拠点 いづかしの杜 | 就労継続支援B型      |
| 障がい者地域生活拠点 ぼれぼれ                                              | 就労継続支援B型・生活介護 |
| ケアホーム いちごの家<br>ケアホーム ハピくるの家                                  | 共同生活援助        |

#### **(4)生活福祉課題に向けた委託事業の推進**

地域で暮らしていくためには、福祉資源も活用しながら、本人がこれまで培ってきた力が発揮できる支援が必要です。その人を受け止め、地域生活の支えとなるような活動を進めます。

- 「食」の自立支援事業の実施
- 外出支援事業の実施
- 軽度生活援助事業の実施
- 介護用品支給事業の実施
- 高齢者等住宅安心確保事業(LSA)の実施
- 淡路市社会福祉会館・北淡総合福祉センター・一宮高齢者生活福祉センター・久留麻老人福祉センターの指定管理